

定期健康診断結果データの提供はお済みですか？

労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施している事業所様は、協会けんぽに加入する40歳から74歳の方の健診結果データの提供をお願いします。

健診結果を提供する **3つ** のメリット！

皆が元気で長く働ける
職場っていいね！

1 従業員様の健康を守る！

生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療のための健康サポートが受けられます。

**2** マイナポータル上で健診結果の閲覧ができる！

マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになり、ご本人様の同意によって、健診結果情報を医療機関での診療等にご活用いただけます。

3 将来の保険料率の上昇の抑制につながる！

「インセンティブ制度」の評価項目である「特定健診等の実施率」向上につながり、保険料率の上昇が抑制されます。

簡単！

健診結果データ提供方法は、**提供依頼書を提出するだけ！**



提供依頼書をご提出いただいた後は、協会けんぽが直接健診機関から結果を取得します。
協会けんぽから提供依頼がありましたら、ご協力をお願いいたします。

生活習慣病予防健診を受診されている方は、上記のお手続きは必要ございません。

その他ご不明な点等がある方は、保健グループ（☎095-829-6000 音声ガイダンス2番）
までお問い合わせください！

「健康経営」で大切な従業員の健康を守りましょう！

従業員の健康保持・増進のための投資は、事業所にとって大きな財産となります

協会けんぽ長崎支部では、長崎県と共同で「健康経営」に取り組む企業のサポートや、「健康経営」の普及に向けて、「健康経営」宣言事業を行っています。「健康経営」宣言事業に登録後、健診受診率の向上や職場での運動、禁煙など、「5つの取り組み」を進めていただくものです。

「5つの取り組み」とは

- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み



新たに131社を「健康経営推進企業」に認定！

取り組みが優れた事業所様を「健康経営推進企業」として、長崎県知事と協会けんぽ長崎支部長で認定する制度を設けています。令和6年9月1日付で、認定要件を満たした131の事業所様を、新たに「健康経営推進企業」に認定いたしました。

※長崎支部のホームページに認定された事業所様の一覧等を掲載しています。

詳しくはこちらのQRよりご覧ください→



「健康経営」を始めませんか？

協会けんぽ長崎支部へ「登録票(※)」を郵送またはFAXにてご提出ください。登録後、「5つの取り組み」に取り組んでいただけます。協会けんぽも無料でサポートいたしますので、ぜひ「健康経営」を始めましょう！

※「登録票」及びパンフレットについては、協会けんぽ長崎支部ホームページ(健康づくり>「健康経営」宣言事業>「健康経営」とは?)からダウンロードいただくか、郵送いたしますので、企画総務グループ(☎095-829-6000 音声ガイダンス4番)までご連絡ください。



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

長崎労働局
からのお知らせ



労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、政府(厚生労働省)が運営する強制保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険の成立手続が必要です。労働保険の適用事業で未だ成立手続がお済みでない事業主の方は、事業主の安心と労働者の福祉の向上等のため、速やかに成立手続をお願いします。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室(電話095-801-0025)又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。

